

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年7月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年6月中旬～2022年7月中旬）

- 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」
- 「国務院 2022 年度立法計画」

II. コラム

「DiDi に対する行政処分」

III. 中国法務の現場より

「中国のコロナ事情の最新動向」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年6月中旬～2022年7月中旬）

◆ 事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告¹

国家市場監督管理総局 2022年7月8日公表

1. はじめに

2022年7月8日、国家市場監督管理総局が、事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告（以下「本公告」という。）を公表し、独占禁止法（以下「独禁法」という。）に基づく事業者集中の審査業務の一部について、試験的に一部の省及び直轄市の市場監督管理部門に委託することを明らかにした。試験運用の開始日は2022年8月1日とされており、改正独禁法の施行と同時に本公告に基づく運用が開始されることとなる²。

本公告の適用対象となる事業者集中案件においては、これまでと異なる機関で実質的な審査が行われることとなり、審査期間の短縮が期待される一方で、過渡期における混乱が生じる可能性も否定できず、今後の動向が注目される。

2. 本草案の要点

(1) 委託の内容

ア 委託先

本公告に基づいて委託を受けるのは、以下の5つの省又は直轄市の市場監督管理部門（以下「受託市場監督管理部門」という。）である。

- 北京市
- 上海市
- 広東省
- 重慶市
- 陝西省

イ 委託対象案件

本公告では、以下のいずれかに該当し、事業者集中の簡易審査が適用される案件（以下「簡易案件」という。）について、受託市場監督管理部門に対して審査の責任を委託するものとされている。

- 少なくとも1名の申告者の住所が当該部門の受託する関連区域にある場合
- 事業者が持分若しくは資産の取得又は契約その他の方法で他の事業者の支配権を取得する案件であって、当該他の事業者の住所が関連区域にある場合
- 事業者が新たに共同経営企業を設立し、当該共同経営企業の住所が関連区域にある場合
- 事業者集中に関連する地理的市場が地域的な市場であり、かつ当該地理的市場の全部又は主要部分が関連区域である場合
- 市場監督管理総局が委託する他の案件

¹ 「市场监管总局关于试点委托开展部分经营者集中案件反垄断审查的公告」

² 改正独禁法の概要については、2022年7月7日付けの「中国最新法令情報速報版」にて取り上げている。

https://www.tmi.gr.jp/uploads/2022/07/15/TMI_China_News_0707_2022.pdf

また、「関連区域」は以下のとおりとされている。

受託市場監督管理部門	関連区域
北京市市場監督管理総局	北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒竜江省
上海市市場監督管理総局	上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、山東省
広東省市場監督管理総局	広東省、広西省、海南省
重慶市市場監督管理総局	河南省、湖北省、湖南省、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区
陝西省市場監督管理総局	陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区

(2) 委託審査のフロー

ア 申告及び相談

委託条件に該当する案件については、申告者が国家市場監督管理総局に対して申告を行う。申告前相談が必要な場合、申告者は国家市場監督管理総局に対して相談の申請を行うことができるほか、受託市場監督管理部門に対して相談の申請を行うこともできる。

イ 資料の審査及び受理

受託市場監督管理部門が審査する案件については、国家市場監督管理総局が受託市場監督管理部門に申告資料を転送して、速やかに申告者に対して委託した旨を通知し、受託市場監督管理部門も速やかに申告者に対して連絡をする。受託市場監督管理部門は案件資料の確認に責任を負い、独禁法の規定に適合する文書、資料等を受領した日に案件を受理し、書面で申告者に通知する。また、受託市場監督管理部門は受理当日に公式ウェブサイトにて受理した案件の情報を公示し、市場監督管理総局も速やかに公式ウェブサイトにて受理案件のリンクを公表する。

ウ 案件の審査

受託市場監督管理部門は受託した案件の審査に責任を負い、国家市場監督管理総局に対して審査報告を行い、審査意見を提出する。

エ 審査の決定

市場監督管理総局は、受託市場監督管理部門の審査報告及び審査意見に基づいて審査決定を行い、定期的に公式ウェブサイトにおいて無条件で認可した事業者集中案件を公示する。

オ 委託の終了

以下のいずれかに該当する委託案件については、受託市場監督管理部門は速やかに国家市場監督管理総局に報告し、関連資料を移送しなければならず、国家市場監督管理総局は速やかに委託を終了する。

- 受託案件が簡易案件の申告基準に合致しない場合
- 申告前又は審査決定がなされる前に既に取引が実行され、当該取引が違法な事業者集中に該当する場合
- 受託した案件が申告基準に達しておらず、当事者が申告の撤回を申請した場合
- 取引が取り消され、又は取引に重大な変化が生じ、当事者が申告の撤回を申請した場合

- 国家市場監督管理総局が委託を終了すべきと判断した場合

カ 文書の送達

受託市場監督管理部門は、審査決定書等の審査文書を申告者に送達する責任を負う。審査決定書には国家市場監督管理総局の独占禁止専用印を押印し、その他の審査文書には受託市場監督管理部門の印鑑を押印し、当該文書において「国家市場監督管理総局の委託を受けた」と明示する。

(3) 試験運用の期間

本公告に基づく試験運用は、2022年8月1日（改正独禁法の施行日と同日）から2025年7月31日とされている。

3. 今後の注目点

以上のとおり、本公告により、一定の条件に合致する事象者集中案件について、国家市場監督管理総局から北京市、上海市等の市場監督管理部門に対して審査業務が委託されることとなる。2022年8月1日からは、改正独禁法が施行され、本公告その他の下位法令による規制及び運用も含めて、独禁法に関する法規制及び運用に相応の変化が生じることとなる。

過渡期において一定の混乱が生じる可能性は否定できず、本公告との関係では、国家市場監督管理総局と受託市場監督管理部門との連携が適切に行われるか（例えば、事前相談はいずれに対しても行うことができるとされているが、①いずれにも相談するよう指導される、②いずれの機関からももう一方の機関に相談するよう指導される、③両機関の見解に矛盾がある、といった事態が生じないか）という点には注目したい。

◆ 国務院 2022 年度立法計画³

国務院弁公庁 2022年7月5日公布 同日実施

1. はじめに

2022年7月5日、国務院弁公庁は、「国務院 2022 年度立法計画」（以下「本計画」という。）を公布した。

立法法⁴の規定によれば、国務院は、憲法と法律に従って、行政法規を制定するものとし、全国人民代表大会（以下「全人代」という。）及びその常務委員会が制定すべき法律事項について、国務院は全人代及びその常務委員会の授権に基づき、まず行政法規を制定し、実務の検証を経て、法律制定の条件が揃った場合、国務院は、直ちに全人代及びその常務委員会に対し、法律の制定を要請することとされている⁵。

そして、国務院の立法計画における法律項目は、全人代常務委員会の立法企画と年度立法計画と連携しなければならないところ⁶、本計画は、2022年4月11日第13回全人代常務委員会第114回委員会会議で制定された「全人代常務委員会 2022 年度立法計画」⁷に基づいて、制定されたものといえる。

³ 「国務院 2022 年度立法工作计划」

⁴ 「中华人民共和国立法法」

⁵ 立法法第 65 条第 2 項

⁶ 立法法第 66 条第 1 項

⁷ 「全国人大常委会 2022 年度立法工作计划」

2. 本計画の要点

(1) 本計画の背景

2022 年は社会主義近代化国家を全面的に建設し、第二の百年奮闘目標に向けて新たな道に進む重要な年であり、2022 年の下半期には中国共産党にとって重要な意義を持つ第 20 回全国代表大会が開催される予定の年である。本計画の公表は、同大会の開催に先立ち、同大会の成功を迎えるための一つの措置ともいわれている。

(2) 本計画の全体要求

- 中国共産党第 19 期 6 回全体会議の精神を深く学習し周知徹底し、習近平主席の法治思想を指導として新時代の立法活動を徹底的に行うこと。
- 立法項目を科学的かつ合理的に配置し、共産党と国家の重大な決定、施策をよりよいサービスで保障すること。
- 立法に関する体制を整備し、良い法律に基づき発展を促進し、Good Governance を保障すること。
- 組織の指導力を確実に強化し、高い品質と効率で立法業務の完成を確保する。

(3) 2022 年の立法計画及び起案部署

ア 全人代常務委員会の審議に提出する予定の法律案（16 件）

No.	法律案名	起案部署
1	関税法草案 ⁸	財政部、税関総署
2	増値税法草案 ⁹	財政部、税務総局
3	金融安定法草案 ¹⁰	人民銀行
4	学齢期前教育法草案 ¹¹	教育部
5	学位法草案 ¹²	教育部
6	社会救助法草案 ¹³	民政部、財政部
7	突発公共衛生事件対応法草案 ¹⁴	衛生健康委、疾病コントロール局
8	エネルギー法草案 ¹⁵	発展改革委、エネルギー局
9	糧食安全保障法草案 ¹⁶	発展改革委、糧食備蓄局
10	鉄道法修正案 ¹⁷	交通運輸部、鉄道局
11	治安管理処罰法修正案 ¹⁸	公安部
12	行政復議法修正案 ¹⁹	司法部

⁸ 「関税法草案」

⁹ 「増値税法草案」

¹⁰ 「金融穩定法草案」

¹¹ 「学前教育法草案」

¹² 「学位法草案」

¹³ 「社会救助法草案」

¹⁴ 「突発公共衛生事件対応法草案」

¹⁵ 「能源法草案」

¹⁶ 「糧食安全保障法草案」

¹⁷ 「鉄道法修訂草案」

¹⁸ 「治安管理処罰法修訂草案」

¹⁹ 「行政復議法修訂草案」

13	文物保護法修正案 ²⁰	文化と旅行部、文物局
14	伝染病防止法修正案 ²¹	衛生健康委、疾病コントロール局
15	国境衛生検疫法修正案 ²²	税関総署
16	鉱産資源法修正案 ²³	自然資源部

関税法草案、増値税法草案、エネルギー法草案を含め、合計16件の法草案又は法改正案が列挙されている。このほか、不正競争防止法修正案、仲裁法修正案といった法改正案も全人代常務委員会の審議に提出される予定とされている。

イ 制定、改正する予定の行政法規（16件）

No.	法律案名	起案部署
1	都市公共交通条例 ²⁴	交通運輸部
2	国务院の反密輸総合管理に関する若干規定 ²⁵	税関総署
3	未成年者インターネット保護条例 ²⁶	ネットワーク情報弁公室
4	社会保険取扱条例 ²⁷	人力資源社会保障部、医療保障局
5	生物技術研究開発安全管理条例 ²⁸	科技部
6	生物医学新技術臨床研究と転化応用管理条例 ²⁹	衛生健康委
7	生態保護補償条例 ³⁰	発展改革委
8	炭素排出権取引管理暫定条例 ³¹	生態環境部
9	ネットワークデータセキュリティ管理条例 ³²	ネットワーク情報弁公室
10	領事保護と協力条例 ³³	外交部
11	無人航空機飛行管理暫定条例 ³⁴	中央軍事委員会と参謀部、交通運輸部
12	商用暗号管理条例（改正） ³⁵	暗号局
13	特許法実施細則（改正） ³⁶	市場監督管理総局、知的財産局
14	水中文化財保護管理条例（改正） ³⁷	文化と旅行部、文物局
15	人体臓器移植条例（改正） ³⁸	衛生健康委

²⁰ 「文物保护法修订草案」

²¹ 「传染病防治法修订草案」

²² 「国境卫生检疫法修订草案」

²³ 「矿产资源法修订草案」

²⁴ 「城市公共交通条例」

²⁵ 「国务院关于反走私综合治理的若干规定」

²⁶ 「未成年人网络保护条例」

²⁷ 「社会保险经办条例」

²⁸ 「生物技术研究开发安全管理条例」

²⁹ 「生物医学新技术临床研究和转化应用管理条例」

³⁰ 「生态保护补偿条例」

³¹ 「碳排放权交易管理暂行条例」

³² 「网络数据安全条例」

³³ 「领事保护与协助条例」

³⁴ 「无人驾驶航空器飞行管理暂行条例」

³⁵ 「商用密码管理条例（修订）」

³⁶ 「专利法实施细则（修订）」

³⁷ 「水下文物保护管理条例（修订）」

³⁸ 「人体器官移植条例（修订）」

16	放射性同位元素と放射線装置の安全と防護条例 ³⁹	自然資源部
----	-------------------------------------	-------

ネットワークデータセキュリティ管理条例、未成年者インターネット保護条例、商用暗号管理条例（改正）、特許法実施細則（改正）を含め、合計 16 件の行政法規草案又は改正案が挙げられている。

3. 今後注目すべき立法動向

本計画において掲げられている法令のうち、日系企業にとって影響が大きい、あるいは留意しておくべきと思われるものは以下のとおりである。

(1) 関税法草案

現状の関税に関する法令としては、2000 年に公布された税関法⁴⁰、2003 年に公布された輸出入関税条例⁴¹、税関輸出入税則⁴²、「税関入国旅客の手荷物及び個人郵便物に対する輸入税徴収方法」⁴³があるが、法律レベルの規範が存在していない。関税法の制定は、輸出入業務に大きな影響を与える可能性があり、その立法動向を注目する必要がある。

(2) 増値税法草案

増値税は、中国における最大の税目であるが、現状の増値税に関して「増値税暫定条例」⁴⁴が定められているものの法律レベルの規範が定められていない。増値税法は、2008 年から立法計画に組み込まれてきたが、その内容が複雑なこともあり、一向に制定には至っていない。増値税はあらゆる企業の取引に関連するため、今回増値税法の制定は、中国市場に進出する日系企業に広範な影響を与えるものと思われる。

(3) ネットワークデータセキュリティ管理条例

ネットワークデータセキュリティ管理条例は、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法と個人情報保護法の下位法令として、2021 年 11 月にその草案の意見募集稿が公表されている。データ三法を補完し、企業のデータ処理活動を規律するものとして、非常に重要な意味を持つものと思われる。

(4) 特許法実施細則（改正）

2021 年 6 月 1 日に特許法の 4 度目の改正法が施行されたが、特許法と密接な関連性を有する特許法実施細則は、その後依然として改正されていない。特許出願及び特許保護に関する特許法実施細則の改正は、注目される法令改正である。

執筆担当：中城由貴、呉秀穎

³⁹ 「放射性同位元素与射线装置安全和防护条例（修订）」

⁴⁰ 「海关法」

⁴¹ 「进出口关税条例」

⁴² 「中华人民共和国海关进出口税则」

⁴³ 「中华人民共和国海关入境旅客行李物品和个人邮递物品征收进口税办法」

⁴⁴ 「増値税暂行条例」

II. コラム「DiDi に対する行政処分」

2022年7月21日、国家ネットワーク情報部門は、DiDi グローバル株式股份有限公司（以下「DiDi」といいます。）⁴⁵に対して80.26億人民元、DiDiの董事長兼CEO、そしてDiDiの総裁に対してそれぞれ100万人民元の過料を科した旨公表しました。同日付けの中国人民銀行の為替レートの間値で日本円に換算すると1643億円に上る巨額の過料となり⁴⁶、大きな注目を集めました。

DiDi に対しては、2021年7月2日より、国家安全法⁴⁷、サイバーセキュリティ法⁴⁸及びサイバーセキュリティ審査弁法⁴⁹に基づき、サイバーセキュリティ審査弁公室がサイバーセキュリティ審査を実施し、当該審査の結果及びその過程において発覚した問題を踏まえ、国家ネットワーク情報弁公室が立件調査を開始したというのが事件の端緒であり、調査開始から約1年を経て、ようやくその結果が示されたということになります。

報道によって明らかにされている DiDi の違法行為は概ね以下のように整理されます。

類型	内容
違法な個人情報の収集	ユーザーの携帯電話のアルバムから1,196.39万件のスクリーンショット情報を違法に収集した
過度な個人情報の収集	ユーザーのクリップボード情報、アプリケーションリスト情報 83.23 億件を過度に収集した
	乗客の顔認証情報 1.07 億件、年齢別情報 5,350.92 万件、職業情報 1,633.56 万件、家族関係情報 138.29 万件、家及び会社の乗車住所情報 1.53 億件を過度に収集した
	乗客が運転代行サービスに対する評価をするとき、APPがバックグラウンドで動作するとき、携帯電話がドライブレコーダー設備にリンクしたときの位置情報 1.67 億件を過度に収集した
	ドライバーの学歴情報 14.29 万件を過度に収集し、ドライバーの身分証情報 5,780.26 万件を明文の文書の形式で保存した
告知義務の未履行	乗客に対して明確な告知をせずに、乗客の乗車目的情報 539.76 億件、常駐都市情報 15.38 億件、外地ビジネス/旅行情報 3.04 億件を分析した
	ユーザー設備情報等の 19 の個人情報の取り扱い目的を正確・明確に説明していない
頻繁な権限要求	乗客が相乗りサービスを使用したときに、関係のない電話権限を頻繁に要求した
国家安全を著しく害する行為	国家安全に重大な影響を与えるデータ処理活動、国家のインフラ情報施設のセキュリティとデータセキュリティに嚴重な潜在リスクをもたらした ⁵⁰

以上のような違法行為を踏まえ、DiDi が国家のサイバーセキュリティ、データセキュリティに重大な潜在リスクをもたらし、且つ、監督部門からの是正命令を受けてもこれに従わなかったことや、関連違法行為が2015年6月から始まり、約7年間継続されてきたこと、スクリーンショット画

⁴⁵ 中国語は「滴滴全球股份有限公司」

⁴⁶ 2022年7月21日に中国人民銀行が公表した日本円対人民元の為替レート中間値は、100円=4.8840元

⁴⁷ 「国家安全法」

⁴⁸ 「网络安全法」

⁴⁹ 「网络安全审查办法」

⁵⁰ 但し、その詳細については、国家安全にかかわるものとして、公開はされていない。

像やクリップボード情報といったプライバシーを著しく侵害したこと、そして違法に処理した個人情報数が 647 億件と大量であることなどを主たる理由として、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法等の関連法令に違反する事実が明確で、「**情状が嚴重**」で「**性質が劣悪**」として、行政処罰を科したものと述べられています^{51 52}。

DiDi に対する調査は、2021 年 6 月 30 日に DiDi が米国のニューヨーク証券取引所に上場した直後に開始されたということで、DiDi が中国国内で収集したデータを米国に提供したのではないかといった疑惑もありましたが、結果としてそのような事実関係があったかは不明です。しかし、少なくとも、既に中国で生活する人にとってインフラになっているといっても過言ではない配車プラットフォームにおいて、大量の個人情報が違法に取り扱われていたことが明らかになり、少なからず社会への衝撃を与えたものと思われます。

本件行政処分が公表されるよりも前の 2022 年 6 月 2 日には、DiDi はニューヨーク証券取引所に対して上場廃止申請をしたと報道されており⁵³、上場後 1 年足らずで上場廃止に追い込まれたということで、レピュテーション、経営に対する影響も非常に大きなものとなってしまいました。

本件とは別に、直近では 2022 年 7 月 10 日にテンセントやアリババを含む事業者に対し、事業者集中申告関連義務違反を理由として過料が科されたことも話題になりました。このように、中国の超大手企業に対しても法執行機関が相次いで行政処罰を執行したという事実は、その他の中国国内の企業に対しても、コンプライアンスを遵守すべきという警告的な意味合いを持つものと思われます。

個人情報保護法に関しては、2022 年 11 月に施行されて以降、関連下位法令やガイドラインが制定されていなかったこともあり、コンプライアンス体制の構築や、法律への対応が困難であった部分も少なからずありますが、近時これらの下位法令等が徐々に整備されてきたこともあり、企業としてもこれに対応をしていく必要性が益々高まってきているといえます。

執筆担当：包城偉豊、田曉争

⁵¹ DiDi の董事長等に対する過料は、個人情報保護法上の直接責任者が負う過料責任の上限 100 万円を基準にしたものと思われます。他方、DiDi に対する 80.26 億人民元の算定根拠については明らかではありませんが可能性としては、前年度売上高の 5%以下 (DiDi の 2021 年度の売上高は 1738.27 億人民元であり、80.26 億人民元はその約 4.6%) という基準にしたがって確定されたものと推測されます。

⁵² http://www.cac.gov.cn/2022-07/21/c_11660021534364976.htm

⁵³ <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1734590365554275750&wfr=spider&for=pc>

III. 中国法務の現場より

◆ 中国のコロナ事情の最新動向

日本を含む世界の多くの国における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する対策は、ロックダウン（都市封鎖）等の厳格な措置から新型コロナウイルスと共存する社会の構築に変わりつつある中、中国政府は依然として「動態（ダイナミック）ゼロコロナ」という強行的な防疫政策を堅持している。各地方政府は、このような防疫政策に基づき、極端な外出制限や、必要以上の PCR 検査の受検の強制等の過度な防疫措置を実施し、中国経済に深刻なダメージを与えていることから、近時、中央政府により、過度な防疫措置を是正する傾向が少しずつ示されている。また、上海市では、6月1日付でロックダウンが解除され、それ以来、同市の経済活動も少しずつ回復している。以下では、このような中国のコロナ事情の最新動向を紹介する。

I. 防疫政策の最新動向

(1) 過度な防疫措置の禁止

中国の防疫政策を制定する国務院連合予防・抑制メカニズムは、2022年6月25日付の記者会見において、一部の地方政府による過度な防疫措置に対して、以下の禁止事項を公布し、かかる禁止事項に違反した一部の地方政府（例えば、河北省保定市、石家庄市、遼寧省錦州市、青海省等）による防疫措置を典型的な違反事例として公開した。

- ① 外出制限の適用範囲をコロナ感染の中・高リスク地域から他の地域に恣意に拡大してはならない。
- ② コロナ感染の低リスク地域からの人員に対して強制的な隔離等の措置を講じてはならない。
- ③ コロナ感染の中・高リスク地域における防疫措置の実施時間を恣意に延長してはならない。
- ④ 感染リスクがある人員の隔離期間と医療観察期間を恣意に延長してはならない。
- ⑤ 防疫措置を理由として、急病・重症者や定期診療等が必要となる患者への医療サービスの提供を拒否してはならない。
- ⑥ 所定条件に適合し、学校から帰郷した大学生に対する隔離等の措置を講じてはならない。
- ⑦ 恣意に防疫検査所を設置し、所定条件に適合する通行客やトラック運転手の通行を制限してはならない。
- ⑧ コロナ感染の低リスク地域における正常な生産・生活を保障する場所を恣意に閉鎖してはならない。

(2) 隔離期間の短縮

2022年6月27日に施行された「新型コロナウイルス感染症による肺炎流行の予防・抑制方案（第9版）」⁵⁴により、中国入国者の強制隔離期間は、従来の21日間（14日間の集中医療観察＋7日間の在宅健康監視測定）から、10日間（7日の集中医療観察＋3日間の在宅健康監視測定）に短縮された。

⁵⁴ 「新型コロナウイルス肺炎防控方案（第九版）」

(3) 常態化されている PCR 検査等の緩和

国家衛生健康委員会疾病予防・抑制局の責任者は 2022 年 6 月 9 日付の記者会見において、「感染症の流行が発生しておらず、コロナウイルスの外部流入のリスクもない場合、PCR 検査やその陰性証明の確認を常態化すべきではない。」と明言し、これを受けて、各地において、常態化（定期的に実施）されている PCR 検査及びその陰性証明の確認の一時停止（例えば、江蘇省海安市、安徽省宣城市等において一時停止）、定期的な PCR 検査の実施間隔の延長（例えば、湖北省武漢市では 3 日に 1 回から 5 日に 1 回に、浙江省杭州市及び寧波市では 48 時間に 1 回から 72 時間に 1 回に延長）、又は PCR 検査陰性証明の有効期間の延長（例えば、上海市では、公共交通手段の利用等の際に求められる陰性証明の有効期間を 48 時間から 72 時間に延長）のような一部かつ限定的な規制緩和が実施された。もっとも、全国的な視点から見ると、常態化されている PCR 検査やその陰性証明の確認の要請は、依然として中国における主な防疫措置として厳しく実施されており、本格的な規制緩和にはまだ程遠い。

2. 上海の経済活動の回復状況

2022 年 6 月 1 日以降、上海市は正常な経済活動（業務・生産・市場活動）と生活秩序を回復する段階に入り、上海市内の一部において、単発的な感染例による住宅団地等の封鎖が散見され、さらに、常態化されている PCR 検査やその陰性証明の確認等の防疫措置は引き続き継続されているものの、経済活動自体は回復しつつある。その概要は以下のとおりである。

(1) 物流の基本的な回復（國務院報道弁公室による 6 月 27 日付の物流関連の記者会見等の情報）

- ① 航空運送について、6 月下旬において、上海浦東国際空港の 1 日平均の離着陸貨物便の数は 232 便、1 日平均の貨物便の貨物取扱量は 9,133.9 トンであり、5 月の同時期よりそれぞれ 33.6%（貨物便）と 28.1%（貨物取扱量）大幅に増加し、ほぼロックダウン実施前のレベルに回復した。また、7 月の第 1 週には、同空港の 1 日平均の離着陸貨物便の数、貨物取扱量は引き続き上昇を続け、貨物便に関して、ほぼ通常の運営状況に回復した。また、上海浦東国際空港で貨物便を運営している国内外の航空運送会社は合計 58 社であり、7 月現在、ほぼ全ての運送会社は通常通りに運営されている。
- ② 道路運送について、上海行き的高速道路におけるトラックの交通量は既にロックダウン前のレベルにまで回復し、上海市管轄地域的高速道路料金所（104 箇所）とサービスエリア（24 箇所）は全て開放されている。また、上海市内の道路も通常通りに利用することができる。
- ③ 水路運送について、6 月以来、上海港におけるコンテナの 1 日平均取扱量は 12.6 万標準箱⁵⁵にまで達し、前年同期の 95%以上にまで回復した。
- ④ 鉄道運送について、6 月 1 日より、上海市の北郊、楊浦、閔行等の 15 の駅が復旧し、通常通りに貨物が運送されている。また、乗客の運送も徐々に回復し、6 月 27 日時点、上海駅の列車運行本数はロックダウン前の 7 割にまで回復した。

(2) 浦東新区における工業生産額と外資利用額の増加

7 月 18 日付の浦東新区の区長報告によると、現在、上海の浦東新区における外商投資はプラスに成長し、今年の上半期において、実際に払い込まれた外資出資金は 52.11 億ドルとなり、前年と比較して 2.4%増加した。また、6 月の一定規模以上の工業総生産額⁵⁶は前年と比

⁵⁵ コンテナの個数を数える単位。20 フィート（約 6 メートル）のコンテナ 1 個当たりが 1 標準箱とされている。

⁵⁶ 一定規模以上の工業総生産額とは、通常、年間主要業務の売上が 2,000 万人民币以上の工業企業（採鉱業、製造業、電力ガス及び水の生産業及び供給業の企業を含む）において、一定の期間内に生産された、貨幣形式で計算される工業最終製品と工業労務提供活動の総価値量をいう。

較して 24.7%増加し、1,246 億人民元に達した。例えば、テスラの上海工場は、2022 年 6 月に過去最高の自動車生産量を実現し、同工場の稼働率は 6 月上旬において既に 100%にまで回復した。

(3) 新設企業数の増加

7 月 6 日付の上海市市場监督管理局からの情報によると、2022 年 6 月における上海市の新設企業数は 26,379 社で、同年 5 月の新設企業数の 2.5 倍であり、同年第 1 四半期の月平均新設企業数と同程度の新設数である。また、上記の 6 月に新設された企業のうち、金融サービス業の企業数は前年同期と比較して 189%増加し、登録資本金上位 10 社の新設企業は、主に情報伝送、ソフトウェア、情報技術サービス業、製造業、金融サービス業等の先進的な事業目的を有する会社が多数を占めている。

(4) 飲食店の営業再開

上海商務委員会からの情報によると、6 月 29 日より、上海市内のコロナ感染の中リスク地域になく、かつ直近 1 週間以内に感染症の流行が発生していない街道・町の飲食店は、一定の秩序を守ったうえで営業を再開することができる。すなわち、6 月 27 日より施行された「飲食サービス業の営業・商売の再開に関する感染症の予防・抑制指針（第三版）」⁵⁷によると、飲食店が営業を再開する場合には、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 所在する区の感染症予防・抑制弁公室に届出を行い、かつ関係監督管理部門の検査・評価を得たこと。
- ② 座席の間隔を広げ、利用人数の制限、座席をずらす等の措置をとること。
- ③ 営業再開前の全面的な予防消毒、並びに日常的にテーブル・椅子及び食器への消毒を行うこと。
- ④ 入口に「場所コード」⁵⁸又は「数字哨兵」⁵⁹を設置し、マスクを着用し、72 時間以内の PCR 検査陰性証明を保有し、かつ体温が通常である顧客のみを入店させること。
- ⑤ 飲食幹事制⁶⁰の実施を推薦し、顧客の飲食時間を通常 1.5 時間前後に抑えること。

執筆担当：田 暁争

⁵⁷ 「餐饮服务業复商复市疫情防控指引（第三版）」

⁵⁸ 場所コード（中国語で「健康码」）とは、上海市に導入された新たな QR コードであり、スマートフォンのアプリでこれを読み取ると、読み取った人物の健康状態や PCR 検査の結果、その場所の位置情報等がシステムに登録される機能を有するものをいう。

⁵⁹ 「数字哨兵」とは、QR コード等をスキャンする機械であり、スマートフォンのアプリに表示される「随申碼」（上海市の個人健康 QR コード）もしくは中国人の身分証明書をスキャンすると、「数字哨兵」に読み取った人物の健康状態や PCR 検査・抗原検査の結果が表示され、同時に検温も行われる機能を有するものをいう。

⁶⁰ 中国語で「桌长制」といい、テーブルに代表者を 1 名配置し、当該代表者に、座席の間隔を離すことや食事時間、マスク着用等を監督・管理させる制度をいう。

IV. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
2022年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 	
2022年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 	
速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン－個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
2022年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」
2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	
2022年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿） 	
2022年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 	「2022年の注目しておくべき立法」
速報版（2022/1/25）	中国における育児休暇の導入について	
速報版（2022/1/6）	外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について	
2021年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 	中国法実務のイロハ

	<ul style="list-style-type: none"> 信用調査業務管理弁法 中華人民共和國税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） 	第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行
2021年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行） 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第8回 取引契約の交渉と締結
2021年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品生産経営監督管理弁法 市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法 重要情報インフラ安全保護条例 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第7回 法務DDの頻出事項④ （人事労務）
速報版（2021/8/30）	中国の個人情報保護法について	
2021年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定 市場監督管理行政処罰手続規定（改正）と市場監督管理行政処罰聴聞弁法（改正） 電子労働契約締結ガイドライン 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第6回 法務DDの頻出事項③ （資産）

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年8月2日
-

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア